都留市立病院を地域災害拠点病院に指定するの件

現在、本県では、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を有し、被災地からの傷病者の受入・搬送拠点となる「地域災害拠点病院」を県内に8病院、また、それらの機能を強化し、医療従事者の訓練や研修機能、傷病者の広域的な緊急搬送をコントロールする機能を担う「基幹災害拠点病院」として県立中央病院を指定している。

富士山噴火の際、富士吉田市立病院や山梨赤十字病院が被災することも想定され、期待される機能を発揮できない恐れがあることから、医療救護活動の体制を強化するため、近隣の都留市立病院を新たに地域災害拠点病院に指定したいと考えております。

1 災害拠点病院

災害発生時に、傷病者の受け入れ、DMATの活動拠点、他の医療機関への人的な 支援等を行う地域の中核病院

<現状の災害拠点病院(9病院)>

- 基幹災害拠点病院(県立中央病院)
- 地域災害拠点病院(市立甲府病院、白根徳洲会病院、韮崎市立病院、 山梨厚生病院、笛吹中央病院、富士川病院、 富士吉田市立病院、大月市立中央病院)
- ※ 他に基幹災害支援病院として山梨大学医学部附属病院及び山梨赤十字病院を、 地域災害支援病院として30病院を指定

2 新たに指定する施設の概要

- (1) 名 称 都留市立病院
- (2) 所在地 都留市つる五丁目1番55号
- (3) 開設者 都留市長 堀内 富久
- (4) 管理者 関戸 弘通
- (5) 病床数 140床(一般 140床)

3 指定に向けた要件の充足状況

別紙1のとおり

4 山梨県地域保健医療計画の変更

別紙2のとおり「第5章第7節 災害医療」中、地域災害拠点病院に「都留市立病院」を新たに追加したいと存じます。

災害拠点病院の指定要件の充足状況

(都留市立病院)

	災害拠点病院指定要件	適否	摘要
(1)	災害拠点病院として必要な運営体制		
1	24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ 及び搬出を行う体制	0	平時から二次救急医療機関
2	災害発生時に被災地からの傷病者の受入れ拠点となること	0	として患者を受入
3	DMATを保有し、派遣体制があること	0	
4	救命救急センター又は二次救急医療機関であること	0	二次救急医療機関
(5)	業務継続計画の整備及び当該計画に基づく被災した状況を想定した研修及 び訓練の実施	0	年に一度大規模災害時トリ アージ訓練を実施
6	地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団 体とともに定期的な訓練の実施	0	地域医師会とともにトリ アージ訓練を実施
(7	災害時における地域の医療機関への支援体制	0	市及び市内医師会とともに医療救護 班を設置(都留市地域防災計画)
(2)	災害拠点病院として必要な施設		-
1	病室、ICU、診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等救急 診療に必要な部門の設置	0	HCU8床、手術室3室、 人工透析22台等
2	診療機能を有する施設が耐震構造であること	0	平成2年施工、耐震構造
3	通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有	0	現在平均需要電力は520kwであり、発電機の供給電力量は360kw(69%。南棟エアコンは別の供給で稼働可)。
4	平時から必要な設備に自家発電機等から電源が確保されていることや非常 時に使用可能なことの検証	0	1年に1回稼働させ確認
(5)	災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水の確保	0	地域防災計画に基づき優先して給水 を受けることができる。
6	原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること	0	緊急時は職員駐車場において離 着陸場を確保
(7	敷地内が困難な場合、非常時に使用可能な航空法の基準を満たす離着陸場 を確保し、患者搬送用の緊急車両を有すること	0	場外: (病院から2 %) 中津森へり、 ドクターへり離着陸場 (1365 ㎡) を有する。
(3)	災害拠点病院として必要な設備		1/ 2.13 / 20
1	衛星電話の保有及び衛星回線インターネット環境の整備	0	
2	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への登録	0	
3	災害時に多発する重篤救急患者の救急医療を行うために必要な診療設備	0	携帯用人工蘇生器、CT1台、ポータ ブルX線装置2台、人工呼吸器6台
4	患者の多数発生時用の簡易ベッド	0	
(5)	自己完結型の医療に対応可能な携行式医療資機材、応急医薬品、テント、 発電機、飲料水、食料、生活用品等	0	
6	トリアージ・タッグ	0	
7	DMATや医療チームの派遣に必要な資機材等の搭載可能な緊急車両	0	緊急通行事前届出車両 トヨタノア 5723

災害拠点病院の指定要件の充足状況

(都留市立病院)

	災害拠点病院指定要件	適否	摘 要		
(4)災害拠点病院として必要な備蓄					
1	自家発電機等の燃料について3日分程度を確保しておくこと	0	災害時地域災害協定により、地域GS より優先して供給される		
2	食料、飲料水、医薬品等について3日分程度を備蓄しておくこと	0			
3	食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定 締結による災害時の優先供給体制	0	市の地域防災計画における行政施設 として地域災害協定締結による優先 供給有。		
(5)	その他(災害拠点病院として有することが望ましい基準)		10 MH 120		
1	ヘリコプター搬送時に、同乗する医師を派遣できること	0			
2	患者の多数発生時に対応可能なスペースを有すること	0	エントランス及び待合ホー ル等(648㎡)		
3	簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること	0	一部待合ソファが簡易ベッ ドとなる		
4	病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造であること	0			
(5)	自家発電機等の設置場所は地域のハザードマップ等を参考に検討すること	0	屋上に設置		
6	少なくとも3日分の容量の受水槽の保有又は停電時にも使用可能な地下水 利用のための井戸等設備の整備	0	地域防災計画に基づき優先して給水 を受けることができる。		
7	複数の通信手段を保有していること	0	衛星回線2台、 簡易デジタル無線20台		
8	食料等の備蓄は、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難になることを想定しておくこと	0	南棟西側倉庫に備蓄有		
9	ヘリコプターの離発着場は航空法による非公共用ヘリポートであること	0	場外:(病院から2 %) 中津森ヘリ、 ドクターヘリ離着陸場(1365 ㎡)を有する。		

<医務課による事前審査結果>

- ・ 都留市立病院は二次救急病院として、これまでも富士東部医療圏の救急患者を受け入れ、地域の救急医療の 中核的な役割を担ってきたこと。
- ・災害拠点病院の指定要件についても、全ての要件を充足していることが確認できたこと。
- ・ 富士山噴火に備え、富士東部医療圏の医療救護体制の更なる強化が必要であること。

以上のことから、都留市立病院を地域災害拠点病院として指定することが適当と判断されるところであります。

山梨県地域保健医療計画の変更について

(1) 災害拠点病院の変更の件

「第5章第7節 災害医療」中、地域災害拠点病院に「都留市立病院」を新たに追加。

■災害拠点病院等一覧

— 71 Dem 7178 9 58					
種別	医療機関	所在地			
基幹災害拠点病院	県立中央病院	甲府市富士見1-1-1			
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110			
	山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663-1			
地域災害拠点病院	市立甲府病院	甲府市増坪町366			
	白根徳洲会病院	南アルプス市西野2294-2			
	韮崎市立病院	韮崎市本町3-5-3			
	山梨厚生病院	山梨市落合860			
	笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場47-1			
	富士川病院	富士川町鰍沢340-1			
	富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田東7-11-1			
	大月市立中央病院	大月市大月町花咲1225			
地域災害支援病院	県下 <u>30</u> 病院				



■災害拠点病院等一覧

— X 1 y 2 m x 1 y 3 b					
種別	医療機関	所在地			
基幹災害拠点病院	県立中央病院	甲府市富士見1-1-1			
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110			
	山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663-1			
地域災害拠点病院	市立甲府病院	甲府市増坪町366			
	白根徳洲会病院	南アルプス市西野2294-2			
	韮崎市立病院	韮崎市本町3-5-3			
	山梨厚生病院	山梨市落合860			
	笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場47-1			
	富士川病院	富士川町鰍沢340-1			
	富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田東7-11-1			
	大月市立中央病院	大月市大月町花咲1225			
	都留市立病院	<u>都留市つる5-1-55</u>			
地域災害支援病院	県下 <u>29</u> 病院				

山梨県内の災害拠点病院等

